

# 医学系研究のCOI(利益相反)に関する指針運用規則

一般社団法人日本内視鏡外科学会

## 第1条 (目的)

この規則(以下「本規則」という)は、一般社団法人日本内視鏡外科学会(以下「本法人」という)が「医学系研究のCOIに関する指針」(以下「本指針」という)を実効あらしめるために、本規則の対象者においてなすべき事項と、違反者への措置方法を示すことを目的とする。

## 第2条 (対象者)

本規則により規制を受ける者は、以下の通りとする(以下を併せて「対象者」という)。

- ①日本内視鏡外科学会(以下「当学会」という)会員
- ②当学会事務局の従業員
- ③当学会で発表する者
- ④本法人の理事会、委員会、作業部会に出席する者

## 第3条 (深刻なCOI状態の回避)

- 1 対象者は、臨床研究(臨床試験、治験を含む。以下同じ)の結果を会議・論文などで発表する、あるいは発表しないという決定や、臨床研究の結果とその解釈といった本質的な発表内容について、その臨床研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならない。また、対象者は、その臨床研究の資金提供者・企業の恣意的な意図による影響を避けられないような契約書を締結すべきではない。
- 2 臨床研究の計画・実施に決定権を持つ試験責任者(多施設臨床研究における各施設の責任医師は除く)は、以下の各号の状態にない者が選出されるものとし、かつ、選出後も以下の各号の状態になることを回避しなければならない。但し、当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には、その限りではない。
  - ① 臨床研究を依頼する企業の株の保有
  - ② 臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得
  - ③ 臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問(無償による科学的、技術的な顧問は除く)

## 第4条 (学術集会等での発表における開示)

- 1 本法人が主催する学術集会、シンポジウム、講演会、および市民公開講座などで発表・講演を行う演者は、筆頭演者に関する以下の各号に掲げる事項(以下「COI事項」という)の有無を明らかにする。
  - ① 企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下「企業・組織や団体」という)の役員、顧問職  
1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上
  - ② 株の保有  
1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上
  - ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料  
1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合
  - ④ 企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)  
1つの企業・組織や団体からの年間の金額が合計50万円以上の場合
  - ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料  
1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合
  - ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費  
1つの医学系研究(受託研究、共同研究等)に対して、申告者が実質的に用途を決定しうる契約研究金で実際に割り当てられた額が年間100万円以上

- ⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学寄付金（奨励寄付金）  
1つの企業・組織や団体から、申告者個人または奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた金額が年間100万円以上
  - ⑧ 企業・組織や団体が提供する寄付口座  
当該寄付口座に所属しており、申告者が実質的に使途を決定しうる寄付金で実際に割り当てられた額が100万円以上
  - ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品  
1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上
- 2 前項の開示にかかる企業・組織や団体とは、当該発表内容に関連する企業・組織や営利を目的とする団体に関わるものに限定するものとする。
  - 3 第1項の開示は、演題応募及び抄録提出の時点において、「筆頭演者のCOI自己申告書」（様式1）を提出し、発表時点では発表スライド、あるいはポスターの最後に「筆頭演者のCOI自己申告書」（様式1）の様式に従って表示する。
  - 4 第1項の開示にかかるCOI事項の対象期間は、演題応募及び抄録提出においては過去3年間、発表においては抄録提出より3年前から発表時までとする。
  - 5 第1項の書面の保管期間は、発表後3年間とし、その後は理事長の監督下で破棄される。ただし、当該保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、様式1の廃棄を保留できるものとする。

#### 第5条（本法人発行の機関誌などでの発表等）

- 1 本法人の機関誌日本内視鏡外科学会雑誌などで発表を行う著者は、投稿時に、「日本内視鏡外科学会雑誌利益相反等自己申告書」（様式2）において、COI事項を明らかにしなければならない。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は第4条第1項各号で規定された金額と同一とする。本法人の機関誌以外の本学会発行物での発表も、これに準じた書式で自己申告書式を提出する。
- 2 前項の開示にかかる企業及び営利を目的とする団体は、当該投稿内容に関連するものに限定する。
- 3 第1項の開示にかかる対象期間は、論文投稿3年前から投稿時までのものとする。
- 4 第1項の書面の保管期間は、発表後3年間とし、その後は理事長の監督下で破棄される。ただし、当該保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、様式2の廃棄を保留できるものとする。

#### 第6条（倫理審査委員会審査申請者への対応）

- 1 本法人の倫理審査委員会へ倫理審査を申請する研究者（共同研究者の場合においては各研究者）は、「倫理委員会審査のためのCOI自己申告書」（様式4）において、COI事項を明らかにしなければならない。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は第4条第1項各号で規定された金額と同一とする。
- 2 前項の開示にかかる企業及び営利を目的とする団体は、当該研究内容に関連するものに限定する。
- 3 第1項の開示にかかる対象期間は、申請3年前から申請時までのものとする。
- 4 COI委員会は、第1項の書面の提出を受け、COIに関わる審査を行い、原則として全会一致をもって決定するものとし、次の各号に掲げる種別に従い行う。なお、全会一致が困難な場合は、出席委員の大多数の賛成をもって、委員会の意見とすることができる。結果については「COI自己申告の承認通知書」（様式5）をもって、倫理審査委員会と申請者へ通知する。
  - ① 承認
  - ② 条件付承認
  - ③ 再提出
  - ④ 保留
  - ⑤ 不承認
- 5 第1項の様式4及び5の保管期間は、第4項の通知後5年間とし、その後は理事長の監督下で破棄される。ただし、当該保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理

事会の決議により、様式4及び5の廃棄を保留できるものとする。

#### 第7条 (役員等の自己申告)

- 1 本法人の理事長、副理事長、理事、監事、会長、副会長並びにすべての委員会の委員長、編集委員会、倫理・渉外委員会、倫理審査委員会、COI委員会、第三者評価委員会、保険委員会、ガイドライン委員会の委員及び本法人が発行するガイドラインの関係者（以下「役員等」という）は、就任時及び就任後は1年毎に「役員等のCOI自己申告書」（様式3）に従って、自らのCOI事項及び当該役員等の配偶者、一親等の親族又は収入・財産を共有する者における第4条第1項の第1号から第3号の事項を申告しなければならない。また、在任中に新たなCOI状態が発生した場合は、6週間以内に様式3によって申告する義務を負うものとする。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は第4条第1項各号で規定された金額と同一とする。
- 2 前項において申告すべき事項にかかる企業・法人組織や営利を目的とする団体は、本法人が行う事業に関連する事業に関わるものに限定する。
- 3 様式3の作成にあたっては、1年間分につき1枚作成し、その算出期間を明示する。
- 4 新就任時における申告対象期間は、就任3年前から就任時までとし、この場合、就任の前々々年、就任の前々年、及び、就任の前年から各1年間分の様式3を、それぞれ作成して提出する。役員等のいずれかを兼任する者は、その就任の時期の最も早いものについて、その就任日の3年前までさかのぼった自己申告書（様式3）を提出する。
- 5 役員等において、過去5年以内に、本法人が行う事業に関連する事業に関わる企業・法人組織や営利を目的とする団体に所属した経歴があれば、その時期、企業等の名称、役職名等を報告する。
- 6 診療ガイドライン策定にかかる委員長および委員の選考は、「役員等のCOI自己申告書」（様式3）にて提供された会員個人とその家族（1親等）のCOI事項を基に、日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンスを参考にし、関係企業との利害関係の軽重を評価し、関係企業に有利となるようなバイアスリスクが出来る限り発生しないように対応する。また、ガイドライン・指針作成にかかわるすべての委員のCOI状態は当該ガイドライン・指針等の最後に開示するものとする。

#### 第8条 (役員等の自己申告書の取扱い)

- 1 前条に基づいて本法人に提出された様式3、およびそこに開示されたCOI事項（以下「COI情報」という）は本法人事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。
- 2 COI情報は、本規則に定められた事項を処理するために、理事会およびCOI委員会（以下「所轄委員会」という）が随時利用できるものとする。
- 3 前項の利用には、当該申告者のCOI事項について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、所轄委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該COI情報のうち、必要な範囲を当学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。
- 4 第1項の様式3の保管期間は役員等の任期終了後3年間とし、その後は理事長の監督下で破棄される。ただし、当該保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、様式3の廃棄を保留できるものとする。

#### 第9条 (学術集会等における発表への対処)

- 1 第4条にかかる開示内容について、本指針及び本規則との関係で何らかの疑義があるとの指摘を受けた場合には、所轄委員会がヒアリング、調査等を行い、これを審議し、理事会に上申し承認を経た上で適切な措置をとるものとする。
- 2 本法人が主催する学術集会、シンポジウム、講演会、および市民公開講座等で発表・講演について、その内容において深刻なCOI状態があり、かつ、説明責任が果たせないとの指摘を受けた場合は、会長は、所轄委員会に諮問し、その調査及び審議に基づき、理事長が理事会の承認を経た上でその発表を差し止めることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。
- 3 前項の発表・公演の終了後、その内容について本指針及び本規則に反し、あるいは、その疑いがあるとの指摘を受けた場合には、会長は、所轄委員会に諮問し、その調査及び審議に基づき、理事長が理事会の

承認を経た上で、発表・講演内容の撤回等の措置を講ずるものとし、違反の程度が重大である場合には、適切な方法によってその由を告知することができる。

#### 第10条 (本法人発行の機関誌などでの発表への対処)

- 1 第5条にかかる開示内容について、本指針及び本規則との関係で何らかの疑義があるとの指摘を受けた場合には、所轄委員会がヒアリング、調査等を行い、これを審議し、理事会に上申し、承認を経た上で、適切な措置をとるものとする。
- 2 日本内視鏡外科学会機関誌その他当学会の刊行物における臨床研究成果の発表について、その内容において、深刻なCOI状態があり、かつ、説明責任が果たせないとの指摘を受け場合は、編集委員会は、所轄委員会に諮問し、その調査及び審議に基づき、理事長が理事会の承認を経た上でその発表を差し止めることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。
- 3 前項の掲載後に、本指針及び本規則に反していたことが明らかになったとの指摘を受けた場合は、編集委員会は所轄委員会に諮問し、その調査及び審議に基づき、理事長が理事会の承認を得た上で、当該刊行物などに編集主幹名でその由を告知し、また、違反の程度が重大である場合には、適切な方法によってその由を告知することができる。

#### 第11条 (役員等への対処)

- 1 役員において、第6条の自己申告の内容に疑義がある場合、本法人のすべての事業を遂行する上で、深刻なCOI状態が生じ、また、そのおそれが認められた場合、理事会は、所轄委員会に諮問し、答申に基づいて、退任、立候補の取り下げ等の措置をとることができる。
- 2 本法人の委員長・委員において、第6条の自己申告の内容に疑義がある場合、それぞれが関与する本法人の事業を遂行する上で、深刻なCOI状態が生じ、また、そのおそれが認められた場合、理事会は、所轄委員会に諮問し、答申に基づいて、委員委嘱の取消等の措置をとることができる。

#### 第12条 (違反者への措置)

理事会は、本指針及び本規則に違反する行為を審議する権限を有し、所轄委員会に諮問し、その調査及び審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、理事長は、その遵守不履行の程度に応じて一定期間次の措置をとることができる。

- ①本法人が主催するすべての集会での発表の禁止
- ②本法人の刊行物への論文掲載の禁止
- ③本法人の学術集会の会長・副会長就任の禁止
- ④本法人の理事会、委員会、作業部会への参加の禁止
- ⑤本法人の評議員の除名、あるいは評議員になることの禁止

#### 第13条 (不服申立)

第8条から第11条まで各措置を受けた者は、本法人に対し、不服申立をすることができる。本法人はこれを受理した場合、速やかに所轄委員会において再審議し、理事会の協議を経て、その結果を不服申立者に通知する。

#### 第14条 (改正)

所轄委員会は、理事会の決議を経て、本規則を改正することができる。

#### 附則

- 1 本規則は平成24年4月1日より施行する。
- 2 本規則は平成24年12月6日に改正された。
- 3 本規則は平成26年10月1日に改正された。
- 4 本規則は平成27年9月8日に改正された。但し、施行日は平成28年1月1日とする。
- 5 本規則は平成29年12月8日に改正された。但し、施行日は平成30年4月1日とする。

- 6 本規則は平成30年5月21日に改正された。
- 7 本規則は令和元年12月4日に改正された。

## 筆頭演者のCOI 自己申告書

年 月 日

筆頭演者  
氏名 \_\_\_\_\_

項目及び金額	該当 の状況	該当の有る場合、企業名等
1. 報酬額（役員／顧問職たる地位） 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
2. 株式の保有 利益100万円以上/全株式の5%以上	有・無	
3. 特許権使用料 1つにつき年間許諾料100万円以上	有・無	
4. 謝礼金（講演料） 1つの企業・団体から年間50万円以上	有・無	
5. 宣伝用資料執筆料（原稿料） 1つの企業・団体から年間50万円以上	有・無	
6. 研究費・助成金等 1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
7. 奨学（奨励）寄附金等 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
8. 企業・団体から提供する寄付講座 実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
9. その他の報酬（研究に無関係の旅行、贈答品等） 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

## 日本内視鏡外科学会雑誌 利益相反自己申告書 兼 投稿にかかる誓約書

論文タイトル: \_\_\_\_\_

上記投稿論文を日本内視鏡外科学会雑誌に投稿する場合、全ての著者は原稿内に論じられている主題あるいは資料について、利益を有するバイオテクノロジー製造業者、製薬会社、医療器械メーカー、もしくはその他営利を目的とした団体との経済的利害関係をすべて開示する必要があります。

また、上記投稿内容が二重投稿にあたらないこと、また日本内視鏡外科学会雑誌に掲載された場合、その著作権を当法人に譲渡することも本書において誓約していただきます。

上記投稿の主題又は資料に関連する、企業又は団体に関する経済的利害関係の状況は上表のとおりです。

項目及び金額	該当者の有無	有であれば、著者名・企業名等の記載
1. 報酬額（役員／顧問職たる地位） 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
2. 株式の保有 利益100万円以上/全株式の5%以上	有・無	
3. 特許権使用料 1つにつき年間許諾料100万円以上	有・無	
4. 謝礼金（講演料） 1つの企業・団体から年間50万円以上	有・無	
5. 宣伝用資料執筆料（原稿料） 1つの企業・団体から年間50万円以上	有・無	
6. 研究費・助成金等 1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
7. 奨学（奨励）寄附金等 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
8. 企業・団体から提供する寄付講座 実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
9. その他の報酬（研究に無関係の旅行、贈答品等） 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

また、上記投稿の内容が未発表であり、二重投稿でないこと、また日本内視鏡外科学会雑誌に掲載された場合には、著作権を一般社団法人日本内視鏡外科学会に譲渡することに異存なきことを誓約致します。

1. \_\_\_\_\_ (印) 2. \_\_\_\_\_ (印) 3. \_\_\_\_\_ (印) 4. \_\_\_\_\_ (印)

5. \_\_\_\_\_ (印) 6. \_\_\_\_\_ (印) 7. \_\_\_\_\_ (印) 8. \_\_\_\_\_ (印)

役員等のCOI自己申告書  
(算出期間：20XX.10.1～20XX.9.30)

一般社団法人日本内視鏡外科学会  
理事長

殿

申告者氏名

所属(機関・教室/診療科)名:

- 本学会での役職名：  
理事  
会長  
監事  
副会長  
委員会委員長  
委員  
 委員会名：  
編集委員会  
教育委員会  
倫理・渉外委員会  
評議員選考委員会  
総務委員会  
広報委員会  
将来構想委員会  
Eラーニング検討委員会  
倫理審査委員会  
ホームページ委員会  
財務委員会  
メディカル・チーム検討委員会  
第三者評価委員会  
国際委員会  
規約委員会  
大上賞選考委員会  
専門医制度検討委員会  
COI委員会  
用語集改訂委員会  
保険委員会  
技術認定制度委員会  
医工学連携委員会  
学術委員会  
出月賞選考委員会  
ガイドライン委員会  
ロボット支援手術検討委員会  
技術審査委員会  
 その他：  
ガイドライン関係者(ガイドライン委員会委員を除く)

A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (□有・□無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問など)	金額区分
1			
2			

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(1年間の本株式による利益) (□有・□無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (□有・□無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表、助言など)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、

講演料などの報酬 (□有・□無)

(1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		

金額区分：①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上



記載項目数が足りない場合は欄を増やすか、別紙にご記入ください。

5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		

金額区分：①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上

6. 企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①産学共同研究 ②受託研究 ③治験 ④その他

金額区分：①100万円以上 ②1000万円以上 ③2000万円以上

7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄附金 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

8. 企業などが提供する寄附講座 (□有 ・ □無)

(企業などからの寄附講座に所属している場合に記載)

	企業・団体名	寄附講座の名称	設置期間
1			
2			

\*実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載

9. その他の報酬(研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など) (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のものを記載)

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5万円以上 ②20万円以上

記載項目数が足りない場合は欄を増やすか、別紙にご記入ください。

B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者の申告事項

該当する方の□にレをお付けください。

□すべて申告事項無し：こちらにレをお付けの場合は下記項目の記入は必要ございません。

□申告事項有り：下記の該当項目にご記入ください。無い項目には「無」にレを付けてください。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		役職(役員・顧問など)	金額区分
1				
2				
3				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(1年間の本株式による利益) (□有 ・ □無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (□有 ・ □無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		特許名	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

誓約：私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の○○学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日(西暦) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申告者署名 \_\_\_\_\_ 印

受付番号： \_\_\_\_\_

(本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から3年間保管されます)



## 倫理審査委員会 審査のための COI 自己申告書

項目及び金額	該当 の状況	該当の有る場合、企業名等
1. 報酬額 (役員/顧問職たる地位) 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
2. 株式の保有 利益100万円以上/全株式の5%以上	有・無	
3. 特許権使用料 1つにつき年間許諾料100万円以上	有・無	
4. 謝礼金 (講演料) 1つの企業・団体から年間50万円以上	有・無	
5. 宣伝用資料執筆料 (原稿料) 1つの企業・団体から年間50万円以上	有・無	
6. 研究費・助成金等 1つの企業・団体から、医学系研究 (共同研究、受託研究、治験など) に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
7. 奨学 (奨励) 寄附金等 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局 (講座、分野あるいは研究室など) に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
8. 企業・団体から提供する寄付講座 実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上	有・無	
9. その他の報酬 (研究に無関係の旅行、贈答品等) 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

年 月 日

(申請者署名) \_\_\_\_\_

※COI 自己申告書は、各個人の申告となりますので、研究者人数分の提出が必要となります。  
ただし、研究者名には研究計画書にある研究責任者および研究分担者全員を記載すること。  
申請から遡って過去3年間以内での研究内容に関する企業、組織又は団体とのCOI状態を記載すること。

## COI自己申告の承認通知書

年 月 日

一般社団法人日本内視鏡外科学会 倫理審査委員会委員長 殿

申請者名 \_\_\_\_\_ 殿

一般社団法人日本内視鏡外科学会  
COI 委員会委員長

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

会員番号 ××××××××

さきに申請のあったCOI自己申告書を \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の委員会で審査し、下記のとおり判定しましたのでお知らせします。

### 記

判定	1 承認 2 条件付承認 3 再提出 4 保留 5 不承認
理由又は勧告	

注意事項 申請者は上記の結果を倫理審査委員会へ提出し、審査結果を報告すること。

以上